

要請文書 例

平成 21 年 12 月 日

各建設現場 元請事業場 の代表者あて

神 奈 川 労 働 局 長
又 は
各 労 働 基 準 監 督 署 長

建設業における労働災害撲滅のための 年末時期の建設現場・総点検の実施について

建設業における労働災害は、死傷災害・死亡災害共に、長期的には堅実な減少傾向を維持していますが、残念ながら、平成 21 年の死亡災害は平成 20 年・1 年間の発生件数(14 人)を上回るペースで発生し、本年 11 月 17 日現在で既に 19 人の尊い命が失われています。

発生した死亡労働災害の工事種別の内訳は、土木工事業 8 人、建築工事業 7 人、その他の建設業 4 人で、発生した災害の型は、墜落・転落によるものが 7 人、はさまれ・巻き込まれによるものが 3 人、飛来・落下によるものが 2 人、崩壊・倒壊によるものが 2 人、激突によるものが 2 人、転倒が 1 人、溺れが 1 人、交通事故が 1 人という状況ですが、このまま、建設業における死亡労働災害の増加傾向が強まり、あるいは、従来の減少傾向が鈍化する等、今後の状況の推移によっては、平成 24 年の死亡労働災害の件数を平成 19 年(建設業で 23 件、全産業で 58 件)に比して 20%以上減少させる(建設業における死亡労働災害の目標値ー平成 24 年 18 件)という 1 次防計画の目標達成も危惧されます。

さらに、死亡災害の発生状況を見ると、例えば、墜落・転落では法令等に定める墜落・転落防止措置が不十分であり、また、機械・用具の使用中に発生した災害ではリスクアセスメントの実施と危険の除去措置が不十分で、機械等の使用時のリスク(危険性)を念頭に置いた十分な事前の打合せが不足していた等の問題が認められております。

労働災害、とりわけ死亡災害は発生させてはならないものであり、建設現場における労働災害が多発傾向にある年末時期を前に、リスクアセスメントをはじめとする労働災害防止対策の徹底が必要です。

ついては、貴団体におかれましても、県内の各建設現場において下記事項の実施を徹底するよう、貴団体・会員の各店社・事業場に要請すると共に、建設業における労働災害の防止、とりわけ死亡労働災害の撲滅に向けた取組みが 12 月中に積極的に展開されるよう、支部・分会パトロール等の積極的な実施や周知徹底の機会の確保に関し、特段の取組みを行うことを要請いたします。

記

- 1 今後行われる予定の作業全てについてリスクアセスメントを着実に実施すること。
- 2 既にリスクアセスメントを実施している場合にも、改めて、危険有害要因の洗い出し・リスクの見積もり等の実績を再点検し、必要な場合には、リスク低減対策を再検討・再実施すること。
- 3 特に、墜落・転落災害、建設機械・クレーン等の重機災害、倒壊・崩落災害のいわゆる「3 大災害」の防止を念頭に、リスクが予見される作業箇所における災害防止の措置、作業標準の整備・周知の状況、有資格者の配置状況を含めた管理体制を再点検し、直ちに必要な改善を行うこと。
- 4 以上の取組みの結果の内容は、直近の災害防止協議会、職長会議等、関係の下請事業者及びその労働者らが参加する場で確認しあう等によって周知徹底を図ること。

以 上